

吉野川市中山間地域
交流拠点施設及び
ふれあい公園

指定管理者募集要項

令和6年8月

吉野川市商工観光課

目 次

1	募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	指定管理業務に必要な経費等	4
5	指定の期間	4
6	応募資格	4
7	応募の方法	5
8	指定管理者の候補者の選定	6
9	協定の締結	7
10	別添書類の一覧	7
11	問い合わせ先及び応募書類の提出先	7
12	市と指定管理者のリスク分担	8
13	応募書類様式	9～21

1. 募集の目的

吉野川市中山間地域交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）は、本市の豊かな資源を活用し、特色ある地域づくりに資するとともに、市民の幅広い交流の促進及び地域の活性化を図ることを目的に設置された施設で、ふれあい公園（以下「公園」という。）は市民に交流と憩いの場を提供するとともに、市の活性化を図るために設置された施設である。

このたび、吉野川市（以下「市」という。）は、交流拠点施設及び公園の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年吉野川市条例第72号。以下「手続条例」という。）及び吉野川市中山間地域交流拠点施設条例（令和2年吉野川市条例第28号。以下「交流拠点施設条例」という。）第15条及び吉野川市公園条例（平成16年吉野川市条例第192号。以下「公園条例」という。）第10条の規定に基づき、以下のとおり交流拠点施設及び公園の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集する。

2. 施設の概要

(1) 吉野川市中山間地域交流拠点施設

ア 名称	吉野川市中山間地域交流拠点施設
イ 所在地	吉野川市美郷字川俣47番地 他
ウ 土地	2,961㎡
エ 建物	構造 鉄筋コンクリート造 建築面積 1,240㎡
オ 施設内容	簡易宿泊設備（宿泊室、浴室、洗面、多目的トイレ） 宿泊定員 16名 宿泊室1（4名）、宿泊室2（10名）、宿泊室3（2名） 厨房、カフェスペース、多目的ホール、多目的ルーム、ピザ釜など
カ 利用時間	午前10時から午後5時まで （宿泊に利用する場合は、午後5時から翌日の午前10時まで）
キ 休館日	毎週水曜日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

(2) ふれあい公園

ア 名称	ふれあい公園
イ 所在地	吉野川市美郷字川俣65番地1
ウ 土地	22,098㎡
エ 施設内容	芝生広場、複合遊具、ステージ、東屋、公衆便所など
オ 利用時間	常時利用可能
カ 休園日	なし

3. 指定管理者が行う業務

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、交流拠点施設及び公園の管理業務の遂行に当たって、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

ア	地方自治法ほか行政関連法規
イ	労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法規
ウ	吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例
エ	吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則
オ	吉野川市中山間地域交流拠点施設条例
カ	吉野川市中山間地域交流拠点施設条例施行規則
キ	吉野川市公園条例
ク	吉野川市公園条例施行規則
ケ	吉野川市個人情報保護法施行条例
コ	吉野川市個人情報保護法等施行規則
サ	吉野川市情報公開条例（以下「公開条例」という。）
シ	吉野川市情報公開条例施行規則
ス	食品衛生法

- セ 消防法、消防及び防火管理に関連する法令等
- ソ 下水道法及び排水処理等に関連する法令等
- タ その他本施設を管理運営するための業務に関連する全ての法令等

(2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる交流拠点施設及び公園の業務を行うものとする。

ア 交流拠点施設管理業務

- (7) 施設利用受付、宿泊者対応業務（宿泊時のみ）
- (イ) 草刈等管理業務
- (ウ) 清掃業務
- (エ) 利用料金徴収業務

イ 交流拠点施設設置目的推進業務

- (7) 体験活動、体験メニューの構築連携
- (イ) 各種イベントの開催
- (ウ) 広報業務

ウ ふれあい公園管理業務

- (7) 草刈等管理業務
- (イ) 清掃業務

エ その他施設の管理業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの

- (7) 管理業務を実施するために必要な体制の整備
- (イ) 個人情報保護に関する措置
- (ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全確保に関する措置
- (エ) 事業報告書の作成及び提出
- (オ) セルフモニタリング(自己評価等)の実施
- (カ) その他管理業務に関する庶務、経理等の事務

(3) 管理の基準

指定管理者は、次により、交流拠点施設及び公園の管理業務を適切に行うものとする。

ア 基本方針

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり市民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、利用者にとっての快適な施設としての環境づくり及び利用の促進を目指すとともに、施設等について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全確保や不快感を与えないように努めること。

イ 基本的事項

(7) 吉野川市中山間地域交流拠点施設

- a 交流拠点施設の利用時間は、午前10時から午後5時まで（宿泊に利用する場合は、午後5時から翌日の午前10時まで）休館日は、毎週水曜日、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。
- b 指定管理者は、交流拠点施設の管理上支障があると認められる場合は、施設の利用の中止を命ずることができる。

(イ) ふれあい公園

- a 公園の開閉園時間及び休園日は、原則として設けない。ただし、指定管理者は公園の管理上必要な範囲で市長と協議の上変更することができる。
- b 指定管理者は、公園の管理上支障があると認められる場合は、施設等の利用を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、公園の入園禁止を命ずることができる。

ウ 個人情報保護・情報公開について

- (7) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (イ) 指定管理者は、公開条例第26条の2の規定に基づき、当該施設の管理業務に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

エ 管理業務の体制に関する事項

- (ア) 指定管理者は、交流拠点施設及び公園の管理業務に従事させる職員（以下「職員」という。）の雇用のほか、交流拠点施設及び公園の管理業務に必要な体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理業務を効率的に行うための業務形態に合った適正な人数の職員を配置しなければならない。なお、職員のうちから管理責任者1人を置くものとする。
- (イ) 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員の異動が生じた場合も同様とする。
- (ウ) 指定管理者は、職員に対して管理業務の遂行に必要な研修を実施すること。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、訓練すること。
- (エ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について市と協議しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、すべての責任をもつこととし、理由のいかんを問わず、市は何らの責任を負わないものとする。
- (カ) 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た市行政上の事項及び管理業務の処理に関する事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

オ 指定管理者が行う自主事業

指定管理者が自主事業（指定管理者自らの費用と責任で自主的に行う事業で、指定管理業務でないもの。）を実施する場合は、次に掲げる要件を遵守するとともに、あらかじめその内容を市と協議しなければならない。

- (ア) 施設の設置目的に合致し、施設の利用促進又は利用者のサービス向上につながること。
- (イ) 指定管理者が事業の実施及び運営主体になっていること。
- (ウ) 自主事業は原則として指定管理料により実施するものではなく、指定管理者の費用負担で実施するものであること。
- (エ) 自主事業の内容が指定管理業務に支障をきたすものでないと認められること。
- (オ) 事業実施後の指定管理者による原状復帰が可能であること。
- (カ) 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、事業の実施に伴う責任を指定管理者が負うものであること。

カ 賠償責任保険及び各種保険への加入

- (ア) 当該施設は、市が全国市有物件災害共済及び全国町村会総合賠償保証保険に加入する。
- (イ) 指定管理者及びその業務従事者等の故意又は過失により発生した損害について市が第三者に対して賠償した場合、市は指定管理者へその賠償について請求するものとする。
- (ウ) 指定管理者及びその業務従事者が、故意又は過失により市等に損害を与えた場合は、指定管理者がその賠償の責を負うこと。
- (エ) 上記の他、本業務を行うにあたって利用者、第三者又は市が損害を被った場合は、市が責を負うべき場合を除き、指定管理者の責任において賠償すること。
- (オ) 地方自治法第224条の2第11項にもとづき指定の取り消しを行った場合、市に生じた損害について、指定管理者に損害賠償請求を行う。
- (カ) 指定管理者は、上記のリスク等に備えて、対応できるような賠償力を確保するため、任意の賠償保険等に加入すること。

キ その他の事項

- (ア) 指定管理者は、交流拠点施設及び公園にあらかじめ備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る。）を無償で使用することができる。なお、指定管理者が所有する備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ市へ報告し、同意を得なければならない。
- (イ) 指定管理者は、管理業務に係る経費及び収入を法人又は団体の実施する他の事業に関する収入及び支出と完全に区分し、独立した口座で管理し、経理を明

確にしなければならない。

- (ウ) 指定管理者は、手続条例第8条及び同条例施行規則第4条の規定に基づき、毎年度事業報告書を作成し、市長に提出すること。
- (エ) 指定管理者が行う管理業務の全部の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、市長が認める一部の業務についてはこの限りでない。

4. 指定管理業務に必要な経費等

(1) 算出方法

指定管理料は、施設の運営管理等に要する経費から施設の運営収入見込額を差し引いて募集時に提案された金額に基づき、市と指定管理者が締結する協定書によって定める。

(2) 上限額

指定期間の指定管理料の年間の上限額は10,600,000円(税込み)とする。上限額を超えて提案を行った場合は、失格となる。

なお、この上限額については吉野川市議会の議決により、予算の否決又は減額となった場合は、契約の締結を行わない又は減額を行う場合がある。

(3) 指定管理料の支払い

指定管理料の支払い方法等については、年度ごとの業務開始前に、市と指定管理者が協議し、年度協定書に定める。

(4) 施設の利用料金

ア 施設の利用料金は地方自治法第244条の2第8項及び交流拠点施設条例第16条第1項第3号の規定に基づき利用料金制を採用し、利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入となるものとする。

イ 利用料金の額は、交流拠点施設条例別表及び交流拠点施設条例施行規則別表に定める金額の範囲内で、市の承認を得て、指定管理者が定めることとする。

ウ 指定管理者は、交流拠点施設条例第10条の規定に基づき、利用料金の減額又は免除を行うことができるものとする。

(5) 自主事業収入

指定管理者が市の承認を得て実施する自主事業に係る収入は、指定管理者の収入とすることができる。

(6) 指定管理者が負担する経費

指定管理者が行わなければならない管理運営等に伴う人件費(職員の給与、賃金、社会保険料等の費用)、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料等の経費が含まれる。

(7) 自主事業に係る経費

指定管理者が市の承認を得て実施する自主事業に係る経費は、原則として指定管理者の自己負担で実施し、指定管理料の中から支出することはできないものとする。

(8) 指定管理料の精算

本業務を適正に遂行した上で、指定管理者の経営努力によって生じた余剰金については、原則として修繕料(100,000円)を除き精算による返還は求めない。

また、本業務に要した管理運営経費に対して、指定管理料が不足しても、特別な理由がない限り、補填は行わない。

5. 指定の期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とする。

6. 応募資格

- (1) 次の要件を満たす法人その他の団体又は共同企業体(以下、「法人等」という。)であること。(個人の応募は不可。)

ア 徳島県内に主たる事務所(本店)を置いている法人等であること。

ただし、共同企業体については、すべての構成団体が徳島県内に主たる事務所(本店)を有していること。

イ 交流拠点施設及び公園の管理業務を安定的かつ円滑に行える法人等であること。

- ウ 緊急時に、応援体制を含め迅速な対応が確実に果たせる法人等であること。
- (2) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による更生または再生手続きが終了していない者
 - ウ 市又はその他の地方公共団体から、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある者
 - エ 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
 - キ 代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体においてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である者
 - ク 市から指名停止処分を受けている者
 - ケ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者
 - コ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固以上の刑に処されている者
 - サ 労働基準監督署から是正勧告を受けていない者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。）
 - シ 財務状況に著しい悪化が生じており、指定期間中の管理運営が困難となるおそれがある者
- ※ 共同企業体による応募については、共同企業体の名称を設定し、代表となる法人（団体）を定めること。
- ※ 共同企業体の構成法人（団体）は、単独の法人（団体）又は他の共同企業体として当該管理業務に応募することができない。

7. 応募の方法

指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出すること。

- (1) 応募書類の受付期間
- 令和6年9月2日（月）から9月30日（月）まで
午前9時から午後12時と午後1時から午後5時（ただし、土日・祝日は除く）
- (2) 応募書類の提出方法等
- ア 応募書類の提出先は、吉野川市産業経済部商工観光課とする。
 - イ 応募書類の提出方法は、持参のみとする。
- (3) 応募書類の種類
- 提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。
- ア 指定申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支計画書（様式第3号）
 - エ 指定管理料見積書（様式第4号）
 - オ 申立書（様式第5号）
 - カ 定款又は寄附行為の写し（最新のもの、法人以外の団体についてはこれに類するもの（団体の規約など））
 - キ 登記事項全部証明書（申込前3ヶ月以内に発行されたもの。法人以外の団体については不要）
 - ク 直近3カ年事業年度（設立3ヶ年未満の法人等についてはこの限りでない）の貸借対照表、損益計算書及び財産目録（法人以外の団体については、市長が必要と認

めるもの)

ケ 納税証明書

a 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）【所轄税務署で発行】

b 事業所、県民税の納税証明書（すべてに未納がないことの証明）

※徳島県東部県民局、南部総合県民局、西部総合県民局で発行

※市税の納付状況の調査については、法人が吉野川市に納付義務がある場合は、吉野川市が提案者の市税の納付状況を調査する。

※新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては提出を要しないものとする。

コ その他関係書類

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（そのうち1部は製本をしないもの）を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。

(5) 応募説明会の開催

交流拠点施設及びふれあい公園の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、次により応募説明会を開催する。

ア 日 時 令和6年8月23日（金）午後1時30分から

イ 集合場所 吉野川市役所 東館3階 233会議室

ウ 申込方法 令和6年8月20日（火）までに、吉野川市産業経済部商工観光課に「指定管理者応募説明会参加申込書」を提出すること。その際、法人等の名称、代表者及び参加希望者名を明示すること。

(6) 応募に当たっての留意事項

ア 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。

イ 応募書類及び追加資料は、返却しない。

ウ 応募書類及び追加資料は、公開条例に基づき、公開することがある。

エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差替えは認めない。

オ 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とする。

カ 市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁ずる。

キ 応募書類提出後、辞退する場合は市が指定する辞退届を提出すること。

8. 指定管理者の候補者の選定

(1) 委員会の設置

指定管理候補者の選定については、手続条例及び同条例施行規則に基づいて開催される「吉野川市産業経済部公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、応募書類等の審査を行う。

(2) 選定基準

指定管理者の候補者の選定は、手続条例及び同条例施行規則に基づき、事業計画書等応募書類の内容によりプレゼンテーション及びヒアリングを行い、評価基準に照らし総合的に行う。

(3) 指定管理者の選定

市は、選定委員会での結果をもとに、指定管理者の候補者及び次点候補者となる団体の選定を行う。

候補者は、市との協議が整った後、議会の議決を経て指定管理者として正式に指定される。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とするができるものとする。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、応募法人等に対して速やかに郵送にて通知するとともに、市ホームページへの掲載等により公表する。

9. 協定の締結

議会の議決を経て指定管理者として指定された場合、市と指定管理者の協議により、本施設の管理運営に関して協定を締結する。なお、協定は指定期間中の包括的な事項を定めた「基本協定」と各年度の実施事項を定めた「年度協定」を締結する。

(1) 基本協定

- ア 業務範囲に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ 協定期間に関する事項
- エ 個人情報保護に関する事項
- オ 情報公開に関する事項
- カ 事業報告に関する事項
- キ 管理業務の調査に関する事項
- ク 財産管理に関する事項
- ケ 指定の取消に関する事項
- コ 危険負担に関する事項
- サ 原状回復義務に関する事項
- シ 権利譲渡の禁止に関する事項
- ス 指定期間満了後の引継ぎに関する事項
- セ その他市が必要と認める指定管理業務に関する事項

(2) 年度協定

- ア 管理業務の内容に関する事項
- イ 指定管理料の額及び支払い時期に関する事項
- ウ その他市が必要と認める指定管理業務に関する事項

10. 別添書類の一覧

- (1) 指定申請書の様式
- (2) 事業計画書の様式
- (3) 収支計画書の様式
- (4) 申立書の様式
- (5) その他関係書類

11. 問い合わせ先及び応募書類の提出先

吉野川市産業経済部商工観光課

〒776-8611

住所：徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

電話：0883-22-2226

FAX：0883-22-2237

E-mail：shoukoukankou@yoshinogawa.i-tokushima.jp

12. 市と指定管理者のリスク分担

次の表に掲げる事項に係る市と指定管理者との責任の分担は、原則として同表に定めるとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	協議
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加		○	
	著しい物価変動に伴う費用負担に関するもの			○
法令改正	指定管理者が行う施設管理運営業務に影響を及ぼす関係法令等の新設・変更による費用の負担に関するもの	○		
	上記以外で指定管理者に影響を及ぼす関係法令等の新設・変更に伴う費用の負担に関するもの		○	
税制改正	指定管理者が行う施設管理運営業務に影響を及ぼす税制の新設・変更に伴う費用の負担に関するもの	○		
	消費税率変更に伴う費用の負担に関するもの	○		
	上記以外で広く事業者全般に影響を与える税制の変更に伴う費用負担に関するもの		○	
その他制度改正	指定管理者制度に直接関係する条例、規則の改正その他の制度変更等に伴う費用負担に関するもの	○		

	上記以外の条例、規則の改正その他の制度変更等に伴う費用負担に関するもの			○
施設の管理・運営	市の帰責事由または指示による業務内容の変更に伴う費用負担に関するもの	○		
	指定管理者の帰責事由または提案による業務内容の変更に伴う費用負担に関するもの		○	
	管理・運営時の環境保全、住民対応、利用者からの苦情及び要望に関するもの		○	
	施設管理上の瑕疵又は指定管理者の帰責事由による事故により利用者に損害を与えるもの		○	
樹木の管理	市の指示による除草・剪定等に係る費用負担に関するもの	○		
	指定管理者の帰責事由による除草・剪定等に係る費用負担に関するもの		○	
	樹木管理に係る利用者からの苦情及び要望に関するもの		○	
施設・設備の損傷	指定管理者の帰責事由による修繕または10万円以下の修繕		○	
	10万円を超える修繕	○		
	上記以外の修繕に関するもの			○
貸与備品の損傷	指定管理者の帰責事由によるものまたは10万円以下のもの		○	
	10万円を超えるもの	○		
	上記以外のもの			○
不可抗力	暴動、天災等による施設・設備の復旧費用に関するもの	○		
	暴動、天災等による管理運営の変更・中断等に伴う費用負担に関するもの			○
	全国的かつ急速に蔓延するおそれのある感染症による管理運営の変更・対策等に関するもの			○

13. 応募書類一式

様式第1号

令和 年 月 日

指定管理者指定申請書

吉野川市長 様

申請者 住 所
法人等名
代表者氏名
電話番号

印

吉野川市中山間地域交流拠点施設及びふれあい公園の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

※ 添付書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 収支計画書（様式第3号）
- 3 指定管理料見積書（様式第4号）
- 4 申立書（様式第5号）
- 5 その他市長が定める書類

様式第2号

吉野川市中山間地域交流拠点施設及びふれあい公園
指定管理者事業計画書

〔施設の管理業務に対する基本方針〕

施設の管理業務にかかる理念及び基本方針について、吉野川市中山間地域交流拠点施設及びふれあい公園の性格・機能及び役割や利用のしやすさ等利用者側からの視点を踏まえて記入してください。

〔指定管理者の指定を申請した理由〕

〔類似施設管理の実績〕

類似施設管理の実績があれば記入してください。

〔施設の現状に対する認識及び今後の在り方〕

〔施設の管理業務に係る職員体制〕

1 管理体制（組織図・職員数）

2 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する考え方と取り組み

- ・ 日常的な安全管理
- ・ 事故への対応
- ・ 災害への対応

3 会計管理の考え方と取り組み

〔情報管理の考え方と取り組み〕

- ・ 個人情報等の保護
- ・ 情報公開

〔施設の運営に関する事項〕

1 自主事業計画

別紙自主事業計画書記載のとおり

2 利用者に対するサービス向上策

3 利用者の要望の把握及びその実現策

4 経費節減のための方策

5 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務

自主事業計画書（令和 年度）		
事業名	目的・内容	実施時期・回数

※指定期間○年間の各年度毎に自主事業計画書を作成してください。

様式第3号

令和 年度吉野川市中山間地域交流拠点施設及び
ふれあい公園の管理運営に関する収支計画書

1. 収入 (単位:円)

項 目	金 額	備 考(積算根拠等)
利用料収入		
指定管理料収入		
その他の収入 (自主事業収入を除く)		
合 計		

2. 支出

○吉野川市中山間地域交流拠点施設 (単位:円)

項 目	金 額	備 考(積算根拠等)
○通常営業		
賃金		
アルバイト賃金		
法定福利費		
○宿泊営業		
アルバイト賃金		① 17:00 ~ 22:00 ② 22:00 ~ 5:00 (125/100) ③ 5:00 ~ 10:00
○施設管理費		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕料		
役務費		
通信運搬費		
手数料		
広告宣伝費(HP管理等)		
保険料		
委託料		
浄化槽維持管理		
保安警備		
消防用施設設備点検		
貯水設備点検管理清掃		
使用料及び賃借料		
NHK受信料		
CATV受信料		
寝具借上料		
小 計		①

○ふれあい公園

(単位:円)

項 目	金 額	備 考(積算根拠等)
○維持管理費		
アルバイト賃金		
需用費		
光熱水費		
役務費		
手数料		
保険料		
委託料		
浄化槽維持管理		
小 計		②

支 出 計 (①+②)		
-------------	--	--

※指定期間○年間の各年度毎に収入、支出を各項目ごとに作成してください。

※消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入してください。

※自主事業は、自己費用により実施することになっているため、収入及び支出区分からは除いてください。

様式第 4 号

指定管理料見積書

吉野川市長 様

見積者 所在地
法人等名
代表者

印

吉野川市中山間地域交流拠点施設及びふれあい公園管理運営業務に係る指定管理料を下記のとおり見積します。

指定管理料見積額 (3ヶ年の合計額)		円
令和7年度		円
令和8年度		円
令和9年度		円

※消費税及び地方消費税を含む金額を記入してください。

様式第5号

令和 年 月 日

申 立 書

吉野川市長 様

申立者 住 所
法人等名
代表者氏名
電 話 番 号

印

指定管理者の応募にあたり、次のとおり申し立てます。

記

当社(団体)は、吉野川市中山間地域交流拠点施設及びふれあい公園指定管理者募集要項6(2)に規定するア～シの事項のいずれにも該当しません。

令和 年 月 日

辞 退 届

吉野川市長 様

申請者 住 所
法人等名
代表者氏名

印

吉野川市中山間地域交流拠点施設及びふれあい公園の指定管理者の申請を辞退します。

担当者連絡先

氏 名			
所属・職名			
電話番号		F A X	

法人等の概要

法人等名					
所在地		電 話			
代表者		F A X			
設立年月日		従業員数			
沿 革					
業務内容					
主な実績					
管理実績	発注者	施設所在地	施設名	管理内容	管理期間
財政状況	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	総収入				
	総支出				
	当期損益				
	累積損益				
連絡担当者	所 属		電話番号		
	氏 名		F A X		

令和 年 月 日

指定管理者応募説明会参加申込書

吉野川市長 様

吉野川市中山間地域交流拠点施設及びふれあい公園指定管理者の応募説明会への参加を希望します。

法人等名		
所在地		
代表者氏名		
参加者氏名		
連絡先	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	

グループ構成団体一覧表

★単独の場合は不要

グループの名称		
代表となる法人等	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	